

資料目次 (佐世保市議山下千秋の25分発言の参考資料)

資料1、再評価と事業認定についての政府の態度

資料2、佐世保市長あての「石木ダム建設を熱望する」防衛省文書

資料3、①平成24年度再評価のデータづくりに困惑している水道局長の言動と(毎日新聞) ②防衛省からも熱望している文書が届いたと佐世保市長が公表(長崎新聞)

資料4、ジャーナリストまさのあつこさんのレポート。①半世紀前の計画が目的を次々変えて生きている。②工事費ねん出による水道料金値上げを隠すために一般会計から10億円投入、③ダム推進派に県が補助金、飲み食い費、もてなし旅行など。だがその金銭内訳支出の情報開示は拒否。④逆に反対派への嫌がらせ、⑤それでもがんばる石木住民の人ら、

資料5、石木ダム計画を問う(3)環境編、長崎新聞特集①「涙の水に揺らぐ古里一住民に変化した34年、②蛍の移植計画

資料6、ふるさとを残したい石木ダム建設絶対反対同盟代表岩下和雄さん(赤旗しんぶん)

資料7、川棚川総合開発事業に関する協定書。変更にくぐ変更。

資料8、議会・市民を誤導する完全に実態をねじ曲げた佐世保市水道局発行パンフ

資料9、棧佐世保市長の告白(95年3月31日付け朝日新聞)

資料10、棧市長告発の紹介

資料11、突如辞任した川久保水道局長の話

資料12、地権者も感じた、県と市の違い

資料13、慢性的水不足の根拠は、理論的にも崩壊

資料14、事業の特徴と闘いの三つの意義

別紙（第6条関係様式3添付書式）

調査研究の内容及び収支決算書

（調査研究の内容）

再評価と事業認定についての政府の態度について

石木ダム建設推進のために、長崎県は用地取得に、佐世保市は財源確保のために必死になっている。そのために県は強制収容が可能になる事業認定を、佐世保市は再評価で厚労省補助が得られるようそれぞれ画策してきた。厚労省、国交省はいったいどんなスタンスと見解をもっているのか注目された。

そこで、2012年11月にそれぞれ政府交渉を行い、そのやり取りを通じていくつか重要なことが判明した。

（1）厚労省（6日、対応したのは、厚労省健康局水道課、技術係長水野孝之。）の見解

- ① 事業主体が再評価しない、ないし年度をまたぐことになれば、補助金は凍結。
- ② 再評価は、平成23年7月厚労省通知によってやってもらう。
- ③ 直近の実績値にもとづいた、需要予測値が求められる。
- ④ 事業主体は（佐世保市水道局）は、引き続き事業継続の立場から今回もまた再評価すると思っている。
- ⑤ 再評価に対して、国としての検証は行う。
- ⑥ 厚労省自身が求めている「実現性の見通し」については、ダム本体工事の主体長崎県・国交省の意見を聞く（意味不明のまま）

（2）国交省（総合政策局総務課土地収用管理室松本補佐、水管理・国土保全局治水課宇根課長補佐の二人が対応した）の見解

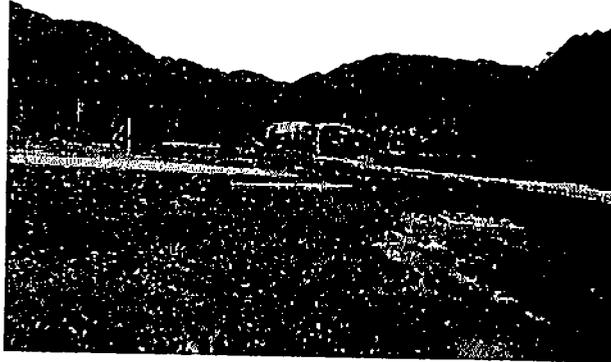
- ① 事業認定は、九州地方整備局が行う。
- ② 国交省は、（一般論として）事業継続をいったん決めたとしても、状況の変化、例えば水需要が低下しているなどのことがあれば、変更はありうるという立場。
- ③ 11月4日長崎新聞報道プリズム（再評価、水需要見直しの記事）は読んでいる。
- ④ 国交省としては、（厚労省の）再評価を見守っている。
- ⑤ 4月26日有識者会議に対しての、126名の科学者が提出した公開7項目質問は（重く）承知している。
- ⑥ 付帯意見を出しただけでなく、その意見に照らして長崎県がどのような努力をしているか注視している。けっして意見の出しっぱなしという態度はとらない。
- ⑦ 担当官は、「自分が知っている限り、事業認定申請が出され（平成21年長崎県が申請）、これほど長期間手続きが長期間中断している事例はほかにはない。」と述べた。

出典：日本共産党山下千秋 2012年度政務調査活動報告からの抜粋

資料 4

2011.11.01 ニュース

取材・文・撮影／まさのあつこ



石木川とダム建設予定地の川原（こうばる）地区

「私たちのふるさとには、代替案はないんですよ」

石木ダム建設予定地の長崎県川棚町に暮らす岩下和雄さん（64歳）は、国土交通省に要請された県の「ダム見直し結果」を見てそう語った。

県が独自にコストや実現性について40以上の代替案と比較し、それでも「ダム案が優位」としたことへの反論だ。岩下さんは、ダム予定地である川原（こうばる）地区で建設反対を貫いてきた4世代13世帯のうちの一人。建設となれば、この地区は水没する。

秋・佐世保市議は言う。

「工事費捻出のため、佐世保市は昨年4月に水道料金を20%引き上げました。本当は30%上げなければならないのに、『ダムは要らない』との声が出るのを避けるため、一般会計から水道事業会計に10億円を投じて帳尻を合わせたんです」

これに対し、水道局は「年に2億円ずつ、5年間補填する」とそのカラクリを認め、「経済的な落ち込みで水道使用量が減り、平成19年度から赤字が続いた」（同経営管理課）と説明した。

では、石木ダムができるとどうなるのかと問えば、「現在の水使用量は1日7万トン、石木ダムができたら1日11.7万トンになる」（同課）と水使用量7割増しの未来が描かれている。しかし、予測が外れた場合の料金値上げは「平成26年度に考える」という問題の先送りぶり。そんなずさんな計算のもと、何百億円もの税金が投入されようとしているのだ。

それでもダム推進の声が止まないウラ技を、地権者の炭谷猛さん（60歳）が次のように語る。

「移転済みの住民に、ダム推進の集会だ、視察旅行だと言うて、県が日当ば出す」

◆ダム推進派に県が補助金を出している

長崎県河川課水源地対策班は、これを「生活再建の調査」という名目の補助金だと称し、県と佐世保市とで、「『地域住民の会』12世帯、『対策協議会』50世帯に出している」という。その金額は「開示請求をしてほしい」と言って明かさない。さらに、移転による補償とは別に「ダムができれば払う」と言って数百万円の「協力感謝金」もちらつかせ、住民の心を操っている。

反対派への嫌がらせも行っている。10月23日、佐世保市内で「石木ダムはいらない！ 全国集会」を開催した「石木川まもり隊」（松本美智恵代表）らダム建設に反対する県内5団体が市営駐車場にイベント周知

のため看板設置の許可申請を出したところ、「石木ダムを推進する佐世保市の施策への妨げになる」との理由で申請が却下された。地方自治法は「住民が公の施設を使用することについて、不当な差別扱いをしてはならない」と規定しているが、市交通局は「法違反の認識はない」と言う。



岩下さん（左）が若い頃、古い電柱を買ってきて、みんなでスコップで掘って立てた「サル塔」。「県職員の言うことやら見ざる、言わざる、聞かざるです。ときどき台風で飛んでいくので、3代目のサルです」と

笑う炭谷猛さん（右）

長崎県や佐世保市による反対派の抑え込みはいま始まったわけではない。1983年に県は強制測量のため機動隊を投入した。以来、集落の入り口には団結小屋が、集落の真ん中には通称「サル塔」が立てられた。

団結小屋に詰めてダム反対の意志表示を続けているのは、大正生まれ3人と昭和生まれ3人の、おばあちゃん6人衆。「毎朝8時15分に集合、持参したお弁当をお昼に食べて解散し、畑仕事へと向かうのが日課」だという。

そんなダム闘争の中で生まれ育った若者たちは、「私たちは特別に恵まれたところに住んでいる」とふるさとを誇りに思っている。その1人、石丸穂澄さん（28歳）は難しい石木ダム問題をかみ砕いて伝えるブログ「こうばるを想う1000のメッセージプロジェクト」をマイペースで書いている。

一方、こちらは「ダム建設が絶対に必要」とする長崎県・佐世保市側の意見。どちらに説得力を感じるだろうか。

石木ダム建設問題

石木ダム計画を問う(3)＝環境編＝

東彼支局・中山雄一 報道部・豊竹健二

“涙の水”に揺らぐ古里 住民に変化強いた 34 年

石木ダムの水没予定地、東彼川棚町の岩屋郷川原（こうぼる）地区。豊かな山林に囲まれた谷あい位置し、夏には無数のホタルがやわらかな明滅を繰り返す。ダム計画が持ち上がって34年、工事は未着工のまま、移転対象者の8割が既に古里を後にし、現在は13世帯が暮らす。一帯に広がる深い山々や美しいせせらぎ、水田、畑、動植物にとどまらず、集落の歴史や住民の暮らし自体も、この地を形づくる「環境」ととらえ、あらためて見詰めてみた。

◆小屋に集う

ダム建設が予定されているのは川棚川の支流、石木川。虚空蔵（こくそう）岳を望みながら、カーブが続く県道を上ると川原地区にたどり着く。スギヤカシ、ハゼなどが生い茂る山林。水田跡には数百年前に築か



石木ダムの「回結小屋」。ばあちゃんたちが寄り合い、県市の動向に目を光らせつつ穏やかな時間を過ごしている = 川棚町岩屋郷

れたという石垣。目を引くのが、青いトタン造りの通称「回結小屋」。小屋の正面に据えた看板（縦1・5メートル、横1メートル）には、赤いペンキで「収用法は伝家の宝刀ではなく“鉈（なた）”である。返り血も浴びる」の文字。だが、そんな物々しい文言とは対照的に、小屋では生き字引ともいえる“ばあちゃん”たちが、穏やかな時間を過ごしている。午前8時半。弁当を掲げた6人の常連が小屋に集まる。日曜祝日、町内の温浴施設に通う日以外はほぼ毎日集合し、4畳半のこたつの周りにそれぞれ陣取る。庭で取れた完熟のカキや駄菓子をつまみ、お茶をすする。テレビ番組、スーパーの特売、県知事選に至るまで話題は絶えない。知人が窓の外からのぞき込み、世間話に花を咲かせる。

団結小屋は本来、見張り小屋だ。1982年に県が機動隊を導入して実施した強制測量に対し、「抜き打ちでやられた」と怒った地元の青年たちが設置。女性陣がなかば自警団として集まるようになったという。

午前10時すぎ。窓の外に目をやった岩永サカエさん（69）が声を上げた。「県職の上りよるぞ。こっちばちらっと見ていった」。近くにある県石木ダム建設事務所の職員が車で通り過ぎたらしい。彼らが、ばあちゃんたちと言葉を交わすことはほとんどない。

常連の一人、松本マツさん（82）は終戦直後の46年、同川上流部に位置する木場郷から川原地区に嫁いだ。強制測量の話題になると「本当に怖か思いばした」と顔をこわばらせる。ダム計画が少しずつ進むにつれ、住民たちの暮らしは変化を強いられた。県市が今月、土地の強制収用に道を開く事業認定を申請。今後の動向は気になるが、何より今の生活が続くことを願う。「お金は使ってしもうたら終わり。ここでの生活はお金には換えられんですよ」。この日常を続けたいという素朴な思いをにじませた。

小屋のテレビで昼のニュースを見て、弁当を食べ、そしてごろ寝。雨がポツ

ポツ降りだした。「洗濯物ば取り込まんば」。午後からは畑仕事も待っている。

◆世代超えて

水没予定地に立つ川原公民館。入り口近くの記念碑には「公會堂建立 大正十年八月」と刻まれている。地域住民にとって大切な場所だが、老朽化が激しい。県によると、河川法で水没予定地内での改築には河川管理者（県）の許可が必要。隣接する石木、木場両郷が近年、県のダム関連予算などを充てて建て替えたが、川原公民館は手付かず状態だ。

この公民館で反対地権者は毎年3月、団結大会を開く。いまや会を取り仕切るのは、ばあちゃんたちの孫世代。マツさんの孫、好央さん（34）は石木ダム事業が国に採択された75年に生まれ、「反対運動が人生そのもの」と自嘲（じちょう）的に語る。家屋移転対象の67戸のうち、2005年までに約80%の54戸が県と契約し移転。好央さんの近隣からも住宅が少しずつ消え、耕作放棄地も増え、風景は寂しくなった。

それでも、4人の子どもに恵まれた好央さんは05年、実家の隣地に自宅を新築することを決意。地区外に住む親せきからは「県から金もらって代替地に建てたほうがいい」と心配されたが、迷わなかった。「川原では他人の子でも

わが子のように応援し、時にはしかる。地域には深いきずながある。古里で暮らし続け、子どもたちを育てたい」。新居で暮らしはじめて、故郷に対する愛情はさらに増した。

◆移転と残存

同地区の住民は、石木川に集まるホタルを呼び物に地域活性化を図ろうと、1988年から「ほたる祭り」を開催。住民の減少に伴い、規模をしだいに縮小せざるを得なかったが、その分、結束は一層深まっているという。反対地権者の一人、川原義人さん（69）も「13軒はもはや兄弟みたいなもの」と笑う。

その一方、「断腸の思いで移転を決断した。石木ダムで地域を再生してほしい」と早期完成を訴える人たちもいる。3年前に岩屋郷から移転した女性（62）は「県民も町民も、当事者以外にとってダムはしょせん人ごと。移転者はそれぞれに悩み苦しみ、いとしい古里を後にした。その気持ちは当事者でなければ分からない」と話す。

県、市が治水、利水の両面でダム計画を推進してきた過程は、ダムの是非はともかく、川原地区の先人たちが積み重ねてきた歴史や風土、住民のきずなや暮らし、純粋な郷土への愛着さえ揺るがしてきた。

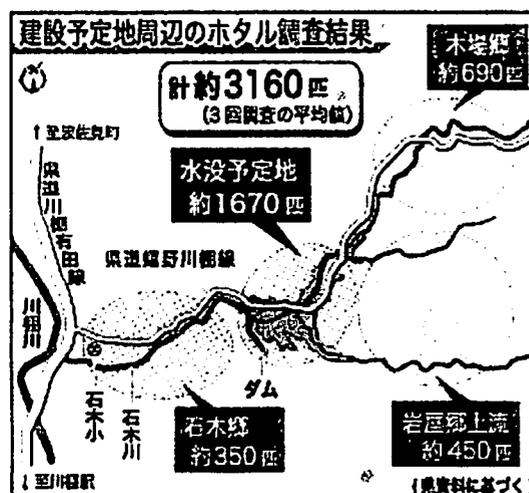
女性は今も、水没予定地の外に残る畑に足しげく通う。だが、かつて家があった地の周囲は、セイタカアワダチソウが生い茂っている。「大好きな古里が荒れていく。でも私たちは帰りたくても帰れない。ダムの水は、涙の水」。女性がぼつりとつぶやいた。

ホタルの移植計画 実現性に疑問の声も

ダム建設と、今ある自然環境を保全するという行為は、本来両立しない。問題はその自然を壊してまでも造る必要があるかどうかだ。

石木ダム建設は水没予定地の生態系にも大きな影響を及ぼす。反対地権者は「里山の自然がはぐくんだ生物は壊滅的被害を受ける」と指摘する。ここでは、この地の生態系の代表例として、時季になると大勢の見物客が訪れ、住民側の反対運動のシンボリック的存在になっているゲンジボタルへの影響を探ってみた。

ゲンジボタルは、県が昨年2月にまとめた石木ダムの環境影響評価書で保全対策が必要な「貴重な種」に認定されている。評価書に基づき「影響を受ける



生物や植物は万全の対策を講じる」としている県は、ゲンジボタルについてはダムの事業区域外に移植する計画を持っている。今年5～6月には移植の可能性を探るため、建設予定地周辺で個体数を3日間調査した。調査地点は水没予定地や移植候補地に考えている水没予定地上流の木場郷、岩屋郷、下流の石木郷周辺。3回の平均値で見ると総数では約3160匹を確認。水没予定地内では半数以上の約1670匹がいた。木場郷では約690匹、岩屋郷上流では約450匹、石木郷では約350匹がいた（図参照）。

県は結果から、木場郷や岩屋郷上流への移植は「十分に可能」と判断。一般的に移植は人工的な水路を造り水没予定地内のホタルを移動させる方法などがあるが、石木ダム建設事務所の森永正則建設課長は「結果を見ると水路などは整備せずともいいかもしれない。具体策は専門家の意見を聞きながら考える」と話す。

これに対し、石木ダム建設絶対反対同盟の炭谷猛さんは移植計画に疑問を投げ掛ける。炭谷さんは以前、減っていたホタルを増やそうと川原地区で約2年かけてホタルの飼育を試みるなど、ホタルへの思い入れは人一倍強い。炭谷さんは「多い場所には多いなりの、少ない場所には少ないなりの理由がある。県はそれを分かっていない。仮に移植したとしてもダムができることで生息環境もがらりと変わり定着するかどうか分からない。人間の力でどうにかしよう

という感覚が間違いで人工的に取り繕った自然は自然ではない」と指摘。県の

調査結果の通知に疑問を投げ掛ける声もあり、反対地権者を支援する住民団体

メンバーの畑田三郎さんは「ホタルは実際は、もっと飛んでいる」と話す。

2009年11月15日長崎新聞掲載

資料 6

発言2012

ふるさとを残したい

石木ダム建設絶対反対同盟代表 岩下和雄さん



石木(いしき)ダムは、長崎県と佐世保市が東彼杵(ひがしそのぎ)郡川棚(かわたな)町の川棚川の支流・石木川に当初は水不足対策、最近では洪水対策を理由に285億円をかけて建設する計画です。約50年前に県が地元が無断で測量調査を行ったことから問題が続いています。

私たちは1974年に「石木ダム建設絶対反対同盟」をつくり、反対運動を始めました。県の工作や同盟の分裂がありましたが、そのたびに団結してたたかい、現在も地元に住む13世帯40人が反対を続けています。82年には県が機動隊を導入して強制測量を強行し、住民に多くの負傷者が出ましたが、私たちの抵抗と県民の反対で中断に追い込みました。

石木ダムは必要ないと思っています。県は石木ダム建設を推進する理由について、佐世保市の人口増加による将来的な市の水不足解決のためとしています。しかし、佐世保市は60年の26万人をピークに人口が減り、市町村合併による人口増を加えても、現在約25万人です。

市の一日7万7000トンの水需要設定に対し、使用量は7万トンを切っています。30年後には27%の人口減で約19万人と推定されていますので、当然水使用量は減少します。ダムを造る必要はなくなっているのですが、私た

ちがいくら訴えても無視しています。それどころか、計画当初では「補助金目的のため」と説明していた治水面を建設理由に付け加えています。

私たちがダム建設に反対する一番の理由は「このふるさを残さなければならぬ」からです。ホタルが飛び交う清流、石木川の豊かな自然環境で子どもたちを育てて引き継ぐのが使命だと思っています。

2009年、県が国に事業認定を申請しましたが、「コンクリートから人へ」の公約を掲げた民主党政権のもと、ダム建設が妥当かどうか検証する場が設けられました。公正な検証を期待しましたが、ダム建設ありきで住民の声を無視し、事業継続を認定しました。政権交代で長年の問題解決に期待しましたが、期待外れでした。公約も実行されず、失望しました。ダムだけでなく長崎「新幹線」や高速道路など、ムダな大型開発が軒並み復活しています。

石木ダム建設をめぐる「ダムが本当に必要かどうか」から話し合うことが大切なはずなのに、県は補償交渉に持ち込もうとするばかりで話し合いは応じられません。10年、20年経とうとも、私たちはずっとたたかっています。

資料 7

川棚川総合開発事業に関する基本協定書

河川管理者長崎県知事久保勘一（以下「甲」という。）と佐世保市水道事業管理者佐世保市水道局長森修一（以下「乙」という。）は、共同して石木ダム（以下「ダム」という。）を長崎県東彼杵郡川棚町に建設するに当り、次のとおり協定を締結する。

第1条 ダム建設工事（附帯工事を含む。以下「この工事」という。）

の基本計画（以下「計画」という。）は別冊のとおりとする。

2 計画を変更する必要があるときは、甲乙協議して決定する。

第2条 この工事に要する費用（以下「事業費」という。）は、

¥16,000,000,000円とし、甲と乙は、次の負担区分によ

り分担する。

負担金額 甲 ¥10,337,000,000円

乙 ¥5,663,000,000円

負担割合 甲 64.6%

乙 35.4%

2 乙が分担する前項の負担金の各年度割は、甲乙協議して決定する。

3 この工事の完成に至る間において、設計の変更、物価ならびに資金等の著しい変動または災害その他甲および乙の責任に帰することのできない理由により事業費に増減を生じた場合にお

ける負担区分は、甲乙協議して決定する。

4 事業費の精算は、第1項の負担割合により行なう。

第3条 この工事について、乙の分担する部分は甲にその施行を委託する。

2 委託の方法その他必要な事項は甲乙協議して決定する。

第4条 この工事は、昭和54年度末日までに完成する。

第5条 この施行期間中に生じた残存物件については、その時の価格によつて評価し、第2条の負担割合によつて配分し、又は所属を決定する。

第6条 この工事が完成した場合におけるダムその他の施設及びこれらに附帯して共有される建物機械並びにその敷地（以下「共同施設」という。）は、甲乙の共有物とし、第2条の負担割合に応じてそれぞれ持分を有する。

第7条 洪水区域内の買収土地は、国有地（河川敷地）として登記する。

第8条 共同施設の維持修繕及び管理については、甲乙協議して定める。

第9条 この事業に関連する乙の水利使用に關する計画取水量は、1日につき60,000立方メートルとし別途建設大臣の認可を受けた後、甲が許可するものとする。

第10条 この協定に定めない事項又はこの協定の内容を変更し、



若しくは、疑義あるときは、その都度甲乙協議して決定する。

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じ、乙の水利使用権が存続する期間中効力を有する。

上記協定の証として本書2通を作成し、各自1通を保有する。

昭和50年8月21日

河川管理者
甲 長崎県知事 久保 勘 一



乙 佐世保市水道事業管理者
佐世保市水道局長 森 修



変更協定書

平成14年3月20日付けで変更した川棚川総合開発事業に関する基本協定書を下記の通り変更する。

記

第2条第1項

「この工事に要する費用（以下「事業費」という。）は、
¥29,700,000,000円とし、甲と乙は、次の負担区分
により分担する。」

負担金額	甲	¥19,186,200,000円
	乙	¥10,513,800,000円
負担区分	甲	64.6%
	乙	35.4%

を、

「この工事に要する費用（以下「事業費」という。）は、
¥28,500,000,000円とし、甲と乙は、次の負担区分
により分担する。」

負担金額	甲	¥18,525,000,000円
	乙	¥9,975,000,000円
負担区分	甲	65.0%
	乙	35.0%

に変更する。

第4条

「この工事は、平成20年度末日までに完成する。」
を、

「この工事は、平成28年度末日までに完成する。」
に変更する。

第7条

「湛水区域内の買収土地は、国有地（河川敷地）として登記する。」

を、

「湛水区域内の買収土地は、国と乙の共有地とし、第2条負担割合に応じてそれぞれの持ち分で登記する。」

に変更する。

第9条

「この事業に関する乙の水利使用に関する計画取水量は、1日につき60,000立方米とし別途国土交通大臣の認可を受けた後、甲が認可するものとする。」

を、

「この事業に関する乙の水利使用に関する計画取水量は、1日につき40,000立方米とし別途国土交通大臣の同意を受けた後、甲が許可するものとする。」

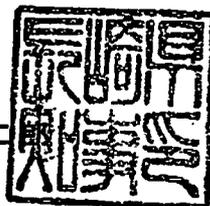
に変更する。

平成19年 9月 7日

甲 河川管理者

長崎県知事

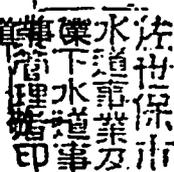
金子 原二



乙 佐世保市水道事業及び下水道事業

管理者

吉村



資料 8

佐世保市の水事情の実態と 水源確保の必要性について

平成24年6月
佐世保市水道局

実績

～佐世保市の渇水の実績～

【渇水】昭和50年以降

給水制限の実施に至った渇水

昭和53年度	最大43時間断水・制限日数11日間
平成6～7年度	最大43時間断水・制限日数264日間
平成17年度	減圧給水制限・制限日数8日間
平成19年度	減圧給水制限・制限日数160日間

渇水対策に
約50億円!
(=石木ダムの残事業費と同等の費用)

給水制限の実施直前に雨が降って回避できた渇水

昭和57年度	24時間断水の実施の前日に201mmの降雨	昭和61年度	給水制限実施の2週間前に142mmの降雨
昭和59年度	給水制限実施の2週間前に65mmの降雨	平成元年度	24時間断水の実施2日前に142mmの降雨
昭和60年度	給水制限実施の10日前に91mmの降雨	※平成19年度	※断水を予定していたが直前の降雨により減圧給水制限となった。

渇水対策本部設置などの警戒体制に移行した渇水

昭和63年度	平成9年度	平成15年度
平成5年度	平成10年度	平成16年度
平成7年度	平成11年度	平成23年度

- 節水のお願い(広報活動など)
- 水道局渇水対策本部の設置
- 水道局渇水対策会議の実施

⇒ 給水制限実施準備に入る前に降雨により警戒体制を解除

※平成7年度は大渇水とは別の時期(12月)に再度渇水の危機となったもの。

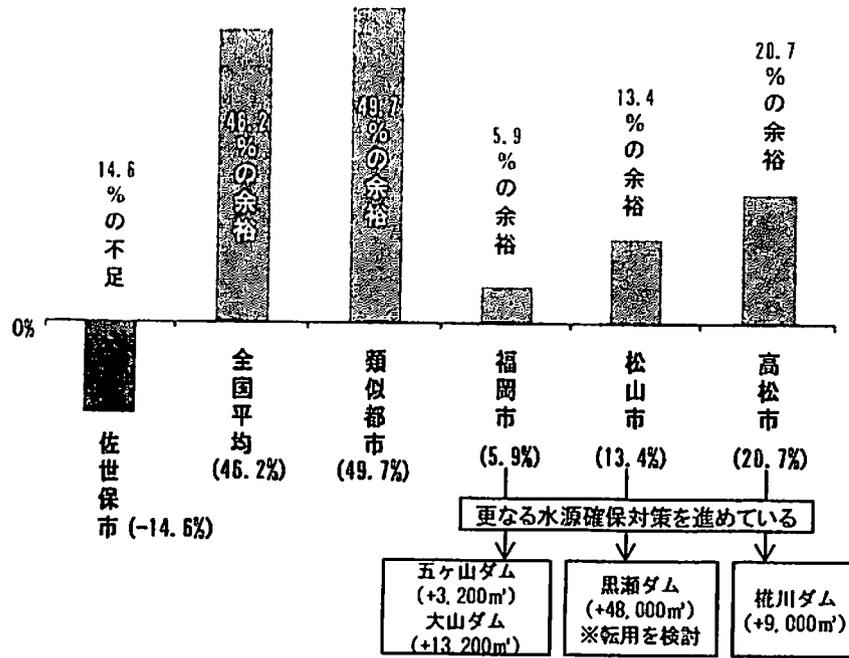
2年に一度は渇水の危機! (36年間で18回)

現状

～佐世保市の水事情の厳しい実情～

【水源余裕率】最大の水需要に対してどの程度水源に余裕があるのか。

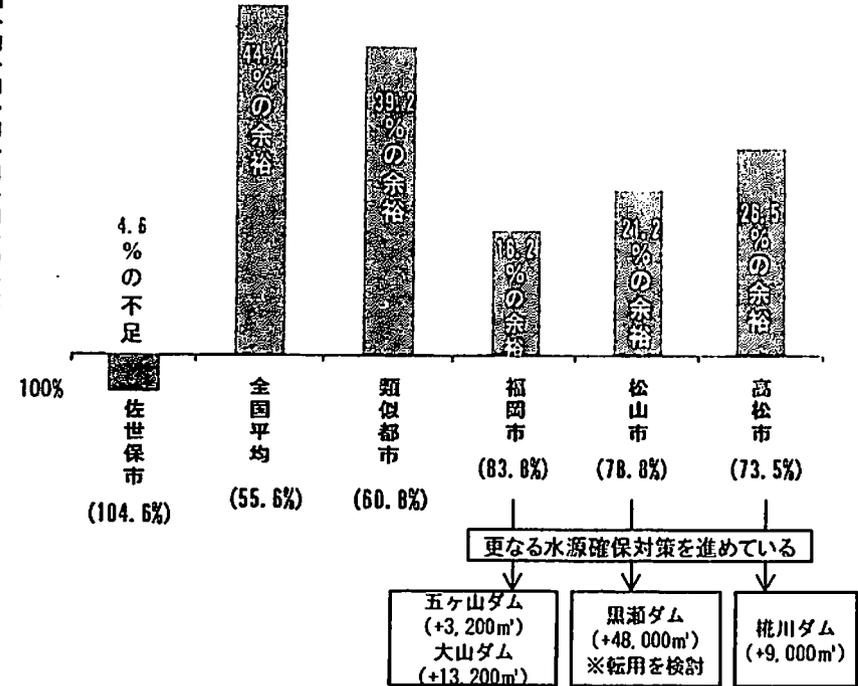
$$\frac{(\text{確保している水源水量}) - (\text{一日最大配水量})}{\text{一日最大配水量}} \times 100$$



→ 仮に現在、石木ダムがあれば
29.8%

【水源利用率】平均的な水需要に対してどの程度の割合で水源が使われているか。

$$\frac{\text{一日平均配水量}}{\text{確保している水源水量}} \times 100$$



→ 仮に現在、石木ダムがあれば
31.1%

水道は途絶えることが許されないため最大配水量に常に対応できなければならないが
現状では平均的な配水量にも対応できていない!

※H20実報

必要性Ⅱ

～新たな水需要への対応～

●成長戦略プロジェクト

佐世保市総合計画に基づき本格的な成長戦略を展開

日本西端の
地の利を
生かした

- ①企業立地の推進
- ②観光振興
- ③基地政策
- ④国際戦略



東アジアとの国際交流
国際航路の開設
港湾整備 ...など



観光客・交流人口の増加
物流の加速

●下水道の普及

現在の普及率55%程度。

平成22年度に新たな下水処理場が供用開始 ⇒ 下水処理区域拡大により下水道普及促進

●市町村合併

平成17年度以降に6つの町と合併(【H17年度】吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町、【H21年度】江迎町、鹿町町)

【水道法の認可基準】

水道事業の統合を
前提とした計画である
ことが認可の基準とな
っている。

《水道法施行規則第6条第1項第2号》

給水区域が、同一の市町村の既存の
水道事業との統合について配慮して設
定されたものであること。

合併地区の統合は
今後の重要な課題

合併地区も水源不足！

平成23年12月中頃からの少雨
傾向により急激に小佐々地区のダ
ム貯水率が低下し、2月10日には
水道局渇水対策本部を設置し、渇
水対策を実施した。

《実施した渇水対策》

- ◎佐々町からの応援給水の受け入れ
- ◎節水のお願い
- ◎浅子地区からの給水エリアの拡大 等

新たな課題・新たな水需要への対応が必要！

棧佐世保市長の告発を紹介(公聴会での岩下発言原稿)

私はあの大濁水の後、当時の佐世保市長であった、棧(かけはし)市長から知人を通じてぜひ会ってお話したいと申し入れがあり、お会いしました。

市長は、最初にご迷惑をかけて申し訳ありませんと頭を下げられました。それは強制測量のことで本当に申しわけなかったと謝罪されました。そして私は今回の濁水の責任を取って、市長を辞めますが本当に悔いが残りますと言われました。話を聞くと、「佐世保市は独自の水自給計画を立ててきたが、長崎県に石木ダム計画があるのでとことごとく拒否されました。本当に残念です、佐世保市の計画が通っていただければあそこまでは、大きな被害はならなかったと思います」、と悔やまれ「本当に残念です」と頭を下げられ帰り時、「頑張ってください」と励まされました。



闘いの主戦場は佐世保、今こそ 計画撤回の世論を

- 突如辞職した川久保水道局長の話、（2014年5月3日、自宅で）
- やめた理由。自分は告示までが自分の仕事と思っていた。
- 県も自分も想定違いだった。
- 告示後は、反対地権者は、全国的にそうであったように折れるとみていたが、ここ（石木住民）は違った。完全に想定外の事態になった。
- さりとて、自分たち（県や市）から手を下せない。しかし、このままだったら最悪の局面を迎える。それはできないだろう。
- 県議会、市議会には期待できない。一番いいのは国がやめよと天の声を発してくれないかなーと思っている。ーと思っている



佐世保市水道第9期拡張事業関連事業費

資料 12

単位：億円

第9期拡張事業（石木ダム建設事業及び関連事業費）		H24まで	H25	H26
石木ダム建設事業 約285億円 (市負担 約100億円) 100億 35%	全体	139.1	8.5	15.0
	県	90.4	5.5	9.8
	市①	48.8	3.0	5.2
	国庫補助額	16.5	1.0	1.7
	市支出額	32.3	2.0	3.5
関連事業 253 取水・浄水場等の水道施設整備費	市②	64.8	0.6	3.9
	国庫補助額	-0.2	0.0	0.4
	市支出額	64.6	0.6	3.5
全体事業 佐世保市 約353億円	市①+②	113.6	3.6	9.1
	国庫補助額	16.7	1.0	2.1
	市支出額	96.9	2.6	7.0

資料 13

水源余裕率はどうなるか。

確保している水源水量(98000) - 一日最大給水量(74210)を一日最大給水量で割れば、32%という数字です。

佐世保は、-14.6%で、他都市に比べても本当に厳しいのだと盛んに宣伝しています。

実際は、類似都市(49.7%)には及びませんが、福岡市(5.9%)、松山市(13.4%)、高松市(20.7%)などをしのぐ、水源余裕率です。

資料が示すように、完全な実態をごまかすデータを使うことは、絶対にあってはならないことです。

水源利用率はどうなるのか

同様に水源利用率についても104.6%で4.6%の不足だといっています。

しかし、これまた一日平均排水量(69623)を確保水源量(98000)で割れば、71%となります。

4.6%の不足どころか29%の余裕があるではありませんか。類似都市の余裕率39.2%には及びませんが、福岡市(16.2%)、松山市(21.2%)、高松市(26.5%)をしのぐ数字になります。

	佐世保市の公表数字	実態
水源余裕率	-14.6%	32%
水源利用率	104.6% (-4.6%)	71% (29%)

これだけの違い、もう言葉にならない。こんな虚偽がまかり通ってよいのか。

このために、住民の基本的な人権が奪われる、巨額な経済負担を市民が被るなど、こんな理不尽、不条理は絶対に許されない。

長崎県が石木ダム反対署名を違法コピー

長崎県が「川棚清流の会」から出された反対署名約4500人分をコピーし、佐世保市と川棚町に渡したことが分かりました。県議会議会運営委員会でも「県の個人情報保護条例(違反)の目的外使用では」などと指摘されており、さらに、共同事業者でもない川棚町の竹村町長が、署名に応じた(当然、公務外の私的署名)町職員を口頭で注意するといった圧力を加えていることも判明しました。これに対して、川棚清流の会などは、県知事、川棚町長に、コピーそのものが違法行為であり、全く言語同断の人権無視、憲法違反(表現の自由、思想、及び良心の自由などに反する)として抗議し、県知事等の謝罪を求めました。

事業の特徴と闘いの三つの意義

事業の特徴

- 1、国・県が一体になり、自治体(佐世保市、川棚町)をも巻き込み、住民と市民に多大な痛みを押し付ける。
- 2、自ら決めた方針(ダム建設)のために、①嘘とごまかし、②暴力と強権発動、③税金の浪費、など違法不当な手法をともなったもの。

闘いの三つの意義

- 1、人権を守り抜く闘い。これほどの人権侵害は類を見ない。
- 2、被害は石木住民だけではない。無駄な公共工事。本来享受できる暮らし福祉予算が奪われる問題。
- 3、ゆがみ切った行政を住民が主人公の当たり前の行政に立て直す闘い。

